

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の 大規模成長投資補助金に係るリース料軽減計算書確認の手引き (5次公募)

公募期間:令和8年2月27日~令和8年3月27日17時

- 中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金(以下、「本補助金」)は、地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の喫緊の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方における持続的な賃上げを実現することを目的としています。
- 本補助金は、ファイナンス・リースにより設備投資した場合も補助対象となります。この場合、以下の点に留意してください。
 - ① ユーザーとリース会社が共同申請する必要があります。
 - ② 補助金は、交付決定後、リース会社に交付されます。リース会社は交付された補助金全額をリース料から減額する必要があります。
 - ③ リース会社は、当協会が確認した「リース料軽減計算書」をユーザーに交付し、ユーザーがその内容を確認した上で、補助金の申請書に添付します。
- 本手引きでは、「リース料軽減計算書」の作成方法等を説明します。本補助金の内容・申請手続きは、「公募要領」(中堅・中小・スタートアップ成長投資補助金基金設置法人)等を確認してください。

【留意事項】

- 当協会に対するリース料軽減計算書の確認申請の期限は以下のとおりとします。余裕をもって申請をしてください。申請期限を過ぎた場合は、確認をお断りします。

令和8年3月19日(木) 17:00 まで【必着】
- リース料軽減計算書に虚偽の記載をした場合や記載内容が不適正と認められる場合は、当該計算書の確認をお断りします。また、当該計算書を発行した会員会社等からの軽減計算書の調査及び確認の申請をお断りすることがあります。
- 当協会が行う軽減計算書の調査及び確認は、関係省庁等並びに当協会が会員会社等に対して、本補助金の交付決定及び軽減計算書に記載された補助金の交付を確約するものではありません。
- 関係省庁等及び当協会は、会員会社等と補助対象者又は補助事業者との間で、軽減計算書に係るリース契約及び軽減計算書の記載内容に関する紛争等が生じた場合、一切の責任を負いません。
- 当協会に対して、補助金の交付額、申請の要件・方法に関するお問い合わせはご遠慮ください。

令和8年3月
公益社団法人リース事業協会

1. 中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金の概要

共同申請の留意点

- ・「公募要領」等を必ず確認してください。
- ・下記(2)申請要件の定義は、リース会社と共同申請するユーザーに係るものであり、リース会社には係りません。

(1) 目的

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金は、地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の喫緊の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方における持続的な賃上げを実現することを目的としています。

(2) 申請要件

リース会社と共同申請をするユーザー（以下「ユーザー」といいます。）は、以下の要件をすべて満たす必要があります。詳しい要件は、公募要領等を参照してください。

補助事業 期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付決定日から最長で令和 10 年 12 月末まで（注）
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 常時使用する従業員数が 2,000 人以下の会社または個人等 ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小・スタートアップ企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大 10 社）も対象となります。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど 1 次産業を主たる事業としている場合は補助対象外となります。
補助事業の 要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般企業向け：投資額 20 億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ● 100 億宣言企業向け：投資額 15 億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ※リース会社との共同申請は、ファイナンス・リース取引に限ります。この場合において、設備投資額はリース物件の金額となります。 ※消費税額抜き金額です。 ※リース会社との共同申請は、専ら補助事業のために使用される「機械装置・工具・器具」、「ソフトウェア」に限ります。 ※投資場所が複数地域になる場合も対象となりますが、補助事業の目的・内容が一体的であることが必要です。 ● 賃上げ要件（補助事業の終了後 3 年間の補助事業に関わる従業員等 1 人当たり給与支給総額の年平均上昇率が基準率（一般企業向けは 5.0%、100 億宣言企業向けは 4.5%）以上） ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。）。

(注) 共同申請の場合、令和10年12月末までにリース契約を開始（検収）し、リース会社がサブライヤーに物件代金を支払う必要があります。

(3) 補助金額

補助対象経費の1/3以下（補助上限額50億円）

※補助率1/4を適用した事業採択も許容し、追加採択された場合は、補助対象経費の1/4

(計算例1)

ユーザー：従業員数1,000人

補助対象経費（リース物件の取得価額：消費税抜き） 100,000万円

100,000万円×1/3 = 33,333万円 ※1円未満の端数は切捨て

(計算例2)

ユーザー：従業員数1,000人

補助対象経費 450,000万円

①リース物件の取得価額（消費税抜き） 50,000万円 ※共同申請対象

②機械（自己取得、消費税抜き） 100,000万円

③建物（自己取得、消費税抜き） 300,000万円

① 50,000万円×1/3 = 16,666万円 ※1円未満の端数は切捨て→リース会社に交付

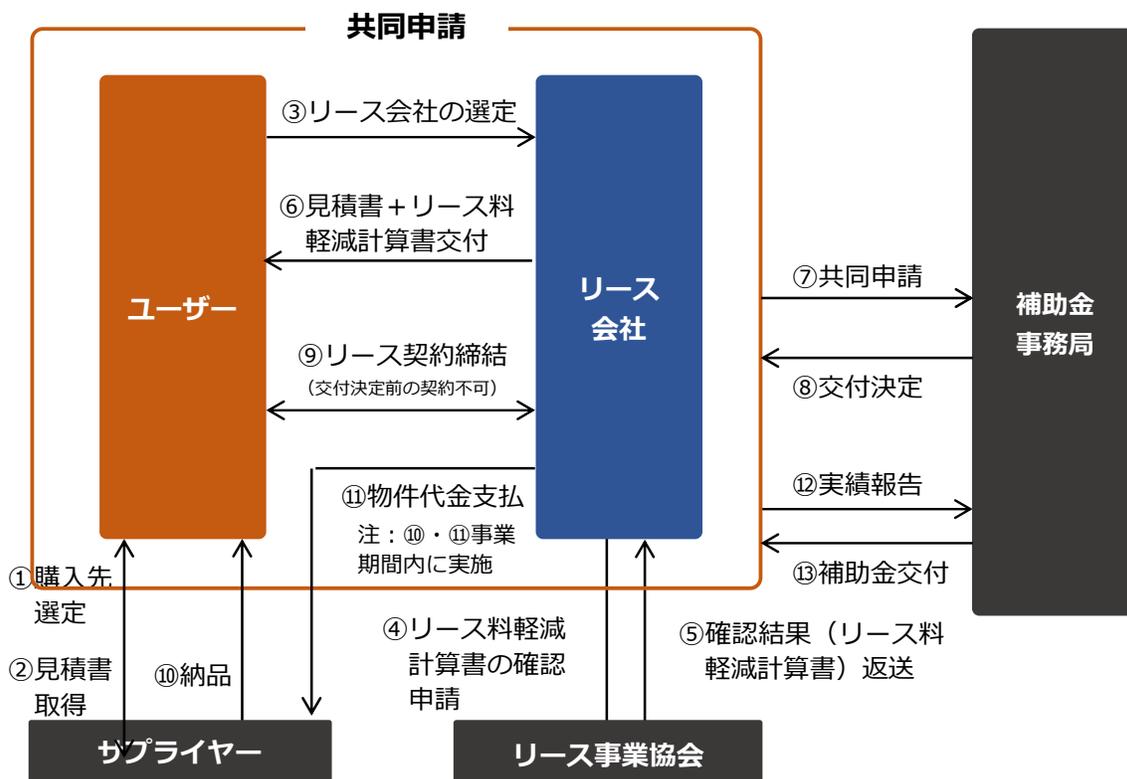
② 100,000万円×1/3 = 33,333万円 ※1円未満の端数は切捨て→ユーザーに交付

③ 300,000万円×1/3 = 100,000万円 ※1円未満の端数は切捨て→ユーザーに交付

※補助対象経費の精査は交付申請時に行います。本事業に補助金交付候補者として採択された場合であっても、公募申請時に計上した経費がすべて補助対象になるとは限りませんのでご注意ください。

2. 共同申請の流れ

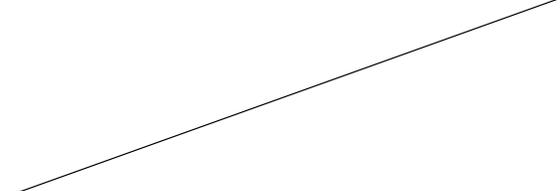
ユーザーとリース会社は、以下の流れに従って、中堅・中小・スタートアップ成長投資補助金事務局（以下「補助金事務局」といいます。）に対して共同申請をしてください。



■ 事前準備

ユーザー	リース会社
<p>■ 成長投資計画書等を検討してください。</p>	<p>■ 当協会会員会社は、様式 2-1「誓約書」を事前に提出してください。</p> <p>*ほかの補助事業で「誓約書」を提出している場合は、提出を免除します。</p> <p>*「誓約書」記載の責任者を変更する場合は、当協会宛てに、様式 2-2「変更届出書」を速やかに提出してください。</p>

①購入先選定、②見積書取得

ユーザー	リース会社
<p>■ 購入先（サプライヤー）を選定して、「設備の見積書」を取得してください。</p> <p>*「設備の見積書」の留意事項は、「公募要領」等を参照してください。</p>	

③リース会社の選定

ユーザー	リース会社
<p>■ リース会社を選定*してください。</p> <p>*リース会社は、共同申請及びリース期間にわたって補助金等の管理をするため、これらを実施できるリース会社を選定してください。</p> <p>■ 選定したリース会社に対し、上記②で取得した「設備の見積書」を提示して、「リース料の見積書」と「リース料軽減計算書」の発行を依頼してください。</p>	<p>■ 「設備の見積書」に従い、ユーザーと協議しながら「リース料の見積書」（交付予定の補助金を控除したリース料が記載されているもの）と様式第 1「リース料軽減計算書」1 通（4 頁見本参照）を作成してください。</p> <p>*「補助対象経費」は、機械装置、工具・器具、専用ソフトウェアと一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬費用です。補助対象経費以外の費用が含まれている場合は、当該費用は補助の対象となりません。</p>

(様式6)

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた
省力化等の大規模成長投資補助金

5次公募用

様式第1 軽減計算書

リース料軽減計算書

年 月 日

(補助対象者名)

リース軽減計算書を作成した年月日を記載してください。

(株) ●●●
代表者氏名

補助対象者名(ユーザー)、リース会社とも会社名・代表者名を必ず記名してください。

(会員会社等名) □□□リース(株)
代表者氏名

当社が中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金の交付を受けた場合、下記のとおり、貴社と締結するリース契約において、リース料総額から当該補助金を控除することにより、リース料を軽減します。

記

(消費税額等除く)	補助金を活用した場合のリース料総額	補助金を活用しなかった場合のリース料総額
リース料総額 A+B	865,666,667 円	1,200,000,000 円
うち対象設備の物件金額	1,000,000,000 円	1,000,000,000 円
うち補助金額	333,333,333 円	
うち自己資金 A	666,666,667 円	1,000,000,000 円
金利・保険料等 B	199,000,000 円	200,000,000 円

(備考)

注1:ユーザーと十分に打ち合わせて補助金額の計算を記載してください。
注2:補助率 1/4 を適用した事業採択も許容し、追加採択された場合は、補助対象経費の 1/4 である旨を明記してください。

導入設備の名称	〇〇設備 注)「耐用年数表」の「設備の種類」を記載してください。
法定耐用年数(リース期間)	8年(8年リース) 注)リース期間が法定耐用年数を下回る場合は、再リース条項の有無等をお問い合わせすることがあります。
取得予定年月	〇〇年〇月

*1 確定した補助金額が上記金額と異なる場合は、リース料総額を変更することがあります。

*2 リース契約が終了するまで保存してください。

*3 物件価額はメーカーが発行した見積書に記載された金額を使用しています。

上記内容の確認印

012026****
確認後
リース事業協会押印

注)「01」+「西暦」+「連番」の10ケタの確認番号を付します。
例:0120260001

【例 1 : 補助対象設備と補助対象外設備を 1 件のリース契約で締結予定の場合】

設例：補助対象設備の物件金額 1,000,000,000 円
 補助対象外設備の物件金額 200,000,000 円

*** 補助対象設備に係る金額を () で示してください。**

(消費税額等除く)	補助金を活用した場合のリース料総額	補助金を活用しなかった場合のリース料総額
リース料総額 A+B	1,085,666,667 円 (865,666,667 円)	1,420,000,000 円
うち対象設備の物件金額	1,200,000,000 円 (1,000,000,000 円)	1,200,000,000 円
うち補助金額	333,333,333 円 (333,333,333 円)	
うち自己資金 A	866,666,667 円 (666,666,667 円)	1,200,000,000 円
金利・保険料等 B	219,000,000 円 (199,000,000 円)	220,000,000 円

(備考)

注：リース料軽減計算書に添付する物件見積書に、補助対象設備と補助対象外設備が含まれている場合は、補助対象設備部分の金額をマーカー等で示してください。

【例 2 : 購入選択権行使価額をリース料総額に含めている場合】

(消費税額等除く)	補助金を活用した場合のリース料総額	補助金を活用しなかった場合のリース料総額
リース料総額 A+B	865,666,667 円	1,200,000,000 円
うち対象設備の物件金額	1,000,000,000 円	1,000,000,000 円
うち補助金額	333,333,333 円	
うち自己資金 A	666,666,667 円	1,000,000,000 円
金利・保険料等 B	199,000,000 円	200,000,000 円

(備考)

本リース取引は購入選択権が付されており、リース料総額に購入選択権行使価額 3,000 万円を含んでいます。

【例 3 : 購入選択権行使価額をリース料総額から控除する場合】

(消費税額等除く)	補助金を活用した場合のリース料総額	補助金を活用しなかった場合のリース料総額
リース料総額 A+B	835,666,667 円	1,170,000,000 円
うち対象設備の物件金額	1,000,000,000 円	1,000,000,000 円
うち補助金額	333,333,333 円	
うち自己資金 A	666,666,667 円	1,000,000,000 円
金利・保険料等 B	169,000,000 円	170,000,000 円

(備考)

本リース取引は購入選択権が付されており、リース料総額から購入選択権行使価額 3,000 万円を控除しています。

* その他の特約等についても、上記に準じて、リース料軽減計算書を作成してください。

④リース料軽減計算書の確認申請

ユーザー	リース会社
<div data-bbox="402 877 797 1066" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>電子メールの件名に【中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金】と記載してください。</p> </div> <div data-bbox="402 1213 797 1438" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>確認事務を円滑に進めるため、可能であれば、右記①～④のPDF ファイルを結合して一つのファイルとしてお送りくださいますようお願い申し上げます。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ■リース会社は、リース事業協会に対して、リース料軽減計算書の確認を申請します。 ■リース事業協会が確認後、リース会社にリース料軽減計算書を返送します。 <p>〈確認申請書の送付先〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ■郵送の場合 <p>〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル 公益社団法人リース事業協会 中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金確認担当宛</p> <p>*「配達記録郵便」等の記録が残る方法で送付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■電子メールの場合 <p>hojoshinsei@leasing.or.jp</p> <p>*下記必要書類をPDF ファイルにして送付ください。</p> <p>〈必要書類〉</p> <p>【会員会社】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①様式第 3-1 軽減計算書の調査及び確認申請書 ②様式第 1 リース料軽減計算書 * 1 件当たり 1 通 ③「リース料見積書」の写し ④サプライヤーからユーザーに交付された「設備の見積書」の写し <p>【非会員会社】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①様式第 3-2 軽減計算書の調査及び確認申請書、同別紙、添付書類 ②様式第 1 リース料軽減計算書 * 1 件当たり 1 通 ③「リース料見積書」の写し ④サプライヤーからユーザーに交付された「設備の見積書」の写し

注:「リース料軽減計算書」に不備がある場合は、当協会はリース会社に対して、再提出を依頼します。

⑤確認結果（リース料軽減計算書）の返送

ユーザー	リース会社
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当協会から、責任者宛に、「リース料軽減計算書」（当協会の確認印押印）を郵便で返送します。

⑥リース料見積書及びリース料軽減計算書の交付

ユーザー	リース会社
	<ul style="list-style-type: none"> ■ ユーザーに対して、リース料見積書及びリース料軽減計算書を交付してください。

⑦共同申請、⑧交付決定、⑨リース契約の締結

ユーザーとリース会社で補助金事務局に共同申請してください。実際の電子申請はユーザーが行います。共同申請の方法は、「公募要領」等を参照してください。⑧交付決定を受けた後、⑨リース契約を締結してください。

⑩納品、⑪物件代金支払

サプライヤーからユーザーにリース物件が納品され、ユーザーがリース会社に「物件借受証」を交付、リース会社がこれを受領した後、リースが開始します。リース会社は物件代金をサプライヤーに支払います。**納品からリース会社の物件代金支払までの期間は、申請書に記載した事業期間内に実施する必要があります。**

⑫実績報告、⑬補助金交付

ユーザーは実績報告を補助金事務局に行います。補助金はリース会社に交付されません。

留意点

- 補助金の交付決定後、以下の①又は②により、リース料の変更が生じた場合は、再度、リース料軽減計算書を作成して、当協会の確認を受ける必要があります。その場合の手続きは、上記④に準じて申請してください。

- ①補助金の交付決定後、補助対象者が計画変更等をした場合であって、補助事業者に発行した軽減計算書の内容を変更する必要がある場合
- ②リース期間満了までの間に、リース料を変更する場合

中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金に係るリース料軽減計算書の確認要領

令和 8 年 3 月 11 日
公益社団法人リース事業協会

1. 目的

中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金に係るリース料軽減計算書の確認要領（以下「確認要領」という。）は、令和 7 年度補正予算等により実施される中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金（以下「中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金」という。）の交付申請に際して、補助対象者とリース事業者が共同で申請する場合に添付するリース料軽減計算書の調査及び確認に必要な事項を定めることにより、中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金の適正な運用に寄与することを目的とする。

2. 定義

この確認要領で用いる用語の定義は、中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金の交付規程及び公募要領その他の関係書類に準じるほか、以下のとおりとする。

(1) 補助対象者

中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金交付規程等に定める補助対象者であって、リース事業者以外のものをいう。

(2) 補助事業者

中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金の交付決定を受けた補助対象者をいう。

(3) 対象設備

補助事業者とリース事業者との間で締結するリース契約により、当該補助事業者が選定した設備及び事業者から当該リース事業者が当該補助事業者に代わって購入する設備であって、当該補助事業者がリース期間にわたって使用する設備をいう。

(4) 会員会社

補助事業者に対して対象設備を賃貸するリース事業者（補助対象者に賃貸を予定しているリース事業者を含む。以下同じ。）であって、当協会の正会員又は賛助会員である者をいう。

(5) 非会員会社

補助事業者に対して対象設備を賃貸するリース事業者であって、当協会の正会員又は賛助会員でない者をいう。

(6) リース料軽減計算書

会員会社又は非会員会社（以下「会員会社等」という。）が補助対象者に対して交付する書面であって、中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金によりリース料を軽減する旨及び当該補助金を控除したリース料総額等が記載された書面（様式第 1）をいう（以下、この書面のことを「軽減計算書」という。）。

(7) 軽減計算書の調査及び確認

当協会が、軽減計算書について、リース料総額から中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金の額が控除されていること等を調査及び確認することをいう。

3. 誓約書の事前提出等

- ① 軽減計算書の調査及び確認を希望する会員会社は、補助対象者に軽減計算書を発行する前までに、当協会に対し、誓約書（様式第2-1）により、中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金を控除したリース料を算定することの誓約及び必要な事項を届け出るものとする。当該誓約書で届け出た内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書（様式第2-2）を当協会に届け出るものとする。
- ② 当協会は、前項の誓約書を受領した後、当該誓約書を提出した会員会社のリース取引の実績等を調査することができ、この調査の結果、当該会員会社がリース事業及び中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金に係る事務が適正に行われる見込みがない等の事由が認められる場合は、当協会の判断により、当該会員会社からの軽減計算書の調査及び確認の申請を拒むことができる。

4. 軽減計算書の調査及び確認

(1) 会員会社

- ① 上記3.により届出を行った会員会社は、補助対象者に軽減計算書を発行する場合、あらかじめ当協会に対し、軽減計算書1通にリース料見積書の写し又はリース契約書(案)の写し、物件見積書の写し、軽減計算書の調査及び確認申請書(様式第3-1)を添えて、当該軽減計算書の内容の調査及び確認を求めなければならない。この手続きは、電磁的方法により行うことができる。
- ② 当協会は、当該軽減計算書の内容を調査及び確認し、内容に問題ないと判断した場合には、当該軽減計算書に確認番号を記載するとともに確認印を押印し、当該会員会社に対して当該軽減計算書を返送する。

(2) 非会員会社

- ① 軽減計算書の調査及び確認を希望する非会員会社は、補助対象者に軽減計算書を発行する場合、あらかじめ当協会に対し、軽減計算書1通にリース料見積書の写し又はリース契約書(案)の写し、物件見積書の写し、誓約書並びに軽減計算書の調査及び確認申請書(様式第3-2)、以下の1)から7)までの書類(以下「申請書添付書類」という。)を添えて、当該軽減計算書の内容の調査及び確認を求めなければならない。

<申請書添付書類>

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 定款2) 登記事項証明書(全部事項証明かつ履歴事項証明)3) 過去3期分の計算書類及び事業報告書4) 全役員の略歴書5) リース契約書及び注文書・注文請書の様式6) マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に係る社内規程の写し7) その他当協会が必要と認める書類 |
|--|

- ② 当該非会員会社の申請が2回目以降となる場合は、当協会の判断により、申請書添付書類の全部又は一部を免除することができる。
- ③ 当協会は、当該非会員会社がリース事業及び中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金に係る事務が適正に行われると認めた場合に、当該軽減計算書の内容を調査及び確認し、当該軽減計算書に確認番号を記載するとともに確認印を押印する。
- ④ 当協会は、当該非会員会社が9.に定める手数料の支払いをした後、当該非会員会社に対して当該軽減計算書を返送する。
- ⑤ 当協会は、当該非会員会社について、リース事業及び中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金に係る事務が適正に行われる見込みがない等の事由が認められる場合は、当協会の判断により、当該非会員会社の軽減計算書の調査及び確認を拒むことができる。この場合において、手数料の返金は行わないものとする。

(3) 軽減計算書の調査及び確認の日程

軽減計算書の調査及び確認の日程は、中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金の公募期間に応じて、当協会が設定し、会員会社に通知するとともに、当協会のホームページ等で公開する。

5. 軽減計算書の再提出

当協会は、軽減計算書の内容に不備があると認めた場合は、当該軽減計算書を作成した会員会社等に対し、当該軽減計算書の再提出を求めることができる。この場合、当該会員会社等は、当協会に対し、当該軽減計算書を補正して再提出しなければならない。

6. 虚偽記載の禁止

- ① 会員会社等は、軽減計算書に虚偽の記載をしてはならない。
- ② 軽減計算書に虚偽の記載があることが判明した場合、当協会は当該軽減計算書の確認を取り消すとともに、以後、当該軽減計算書を発行した会員会社等からの軽減計算書の調査及び確認の申請を拒むことができる。また、確認を取り消した軽減計算書に係る手数料の返金は行わないものとする。

7. 軽減計算書の修正

会員会社等は、以下の①又は②に該当する場合、当協会に対し、上記4.に準じて、軽減計算書の内容の調査及び確認を求めなければならない。

- ① 中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金の交付決定後、補助事業者が計画変更等をした場合であって、補助事業者が発行した軽減計算書の内容を変更する必要がある場合
- ② リース期間満了までの間に、リース料を変更する場合

8. 不適正な軽減計算書の取扱い

- ① 当協会は、軽減計算書の内容を調査及び確認した結果、内容に問題があると判断した場合は、当該軽減計算書の確認を拒むとともに、会員会社等に対して、その理由を確認する。

- ② 会員会社等は、上記①の確認を受けた場合、速やかに、代表者名による理由書を作成して、当協会に提出するものとする。
- ③ 当協会は、当該理由書を中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金に関わる関係省庁及び中堅・中小・スタートアップ成長投資補助金事務局（以下「関係省庁等」という。）に通知するとともに、当協会の判断により、当該会員会社等に対して改善要請等を行うことができる。

9. 手数料

会員会社等は、自らが負担して、以下の手数料及び消費税等額を当協会に支払うものとする。

種別	軽減計算書 1 件当たりの手数料 (消費税等額を除く。)	手数料の支払時期
正会員	800 円	当協会において別途定める時期に支払う
賛助会員	2,100 円	
非会員	(初回の申請) 12,000 円 (2 回目以降の申請) 7,000 円	調査及び確認の申請ごとに支払う

注:「非会員」の「初回」・「2 回目以降」は、一つの年度における回数とする。

例① 2025 年度中に 2 回申請 「初回」の手数料 12,000 円と「2 回目」の手数料 7,000 円

例② 2025 年度中に 1 回申請 「初回」の手数料 12,000 円 2026 年度中に 1 回申請 「初回」の手数料 12,000 円

10. その他

(1) 確認要領の施行時期

本確認要領は、令和 8 年 3 月 11 日から施行する。

(2) 調査研究の実施

- ① 当協会は、会員会社等から提出を受けた軽減計算書の写し及びリース料見積書の写し等の添付書類を保管し、これらに基づき、補助金に関する調査研究を行い、その結果を公表する。
- ② 当協会は、この調査研究に際して、計数的に分析を行うこととし、個別取引は公表しないものとする。
- ③ 会員会社等は、当協会に提出する軽減計算書及びリース料見積書の写し等の添付書類について、当協会の調査研究に用いることを予め承諾するものとする。

(3) 免責事項

- ① 当協会が行う軽減計算書の調査及び確認は、関係省庁等並びに当協会が会員会社等に対して、中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金の交付決定及び軽減計算書に記載された補助金の交付を確約するものではない。
- ② 関係省庁等及び当協会は、会員会社等と補助対象者又は補助事業者との間で、軽減計

算書に係るリース契約及び軽減計算書の記載内容に関する紛争等が生じた場合、一切の責任を負わない。

(4) 機密保持

当協会の事務局職員は、関係省庁等から照会があった場合を除き、その事務によって知り得た情報を第三者に提供してはならない。

(5) 確認記録の保存・廃棄

当協会は、上記4.により軽減計算書を調査及び確認した場合は、軽減計算書の写し等の関係書類を調査及び確認日から10年間保存し、保存期間を経過した書類について、適正かつ確実に廃棄しなければならない。

(6) 確認要領の改正等

当協会が確認要領を改正する場合は、関係省庁等と協議をするものとする。また、確認要領の実施に必要な事項は、中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金に係るリース料軽減計算書作成の手引きに定める。

以上

(様式6)

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた
省力化等の大規模成長投資補助金

様式第1 軽減計算書

リース料軽減計算書

年 月 日

(補助対象者名)

(株) ●●●
代表者氏名

(会員会社等名) □□□リース(株)
代表者氏名

当社が中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金の交付を受けた場合、下記のとおり、貴社と締結するリース契約において、リース料総額から当該補助金を控除することにより、リース料を軽減します。

記

(消費税額等除く)	補助金を活用した場合のリース料総額	補助金を活用しなかった場合のリース料総額
リース料総額 A+B	円	円
うち対象設備の物件金額	円	円
うち補助金額	円	
うち自己資金 A	円	円
金利・保険料等 B	円	円

(備考)

導入設備の名称	〇〇設備
法定耐用年数(リース期間)	〇年(〇年リース)
取得予定年月	〇〇年〇月

- *1 確定した補助金額が上記金額と異なる場合は、リース料総額を変更することがあります。
- *2 リース契約が終了するまで保存してください。
- *3 物件価額はメーカーが発行した見積書に記載された金額を使用しています。

上記内容の確認印

様式第 2-1 誓約書（会員会社用）

年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会員名
（会員コード _____）

代表者氏名 _____ 印

誓約書

当社は、中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金の交付を受けた場合、当該補助金部分をユーザーに提示するリース料に確実に反映するとともに、中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金に係るリース料軽減計算書の確認要領を遵守してリース料軽減計算書を発行することを誓約します。

併せまして、リース料軽減計算書に関する責任者を下記のとおり届け出ます。

記

<責任者> 注) 事業再構築補助金等の補助金制度の責任者と同一者とする。

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス
住所（本社住所と異なる場合のみ記載）	

※上記責任者に対し、当協会事務局からリース料軽減計算書の内容の照会等を行うとともに、確認後のリース料軽減計算書を送付する。

以上

様式第 2-2 変更届出書（会員会社用）

年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会員名 _____
(会員コード _____)

変更届出書

リース料軽減計算書に関する責任者を下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

<変更後の責任者>

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス
住所（本社住所と異なる場合のみ記載）	

以上

様式第 3-1 軽減計算書の調査及び確認申請書（会員会社用）

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた
省力化等の大規模成長投資補助金

年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会員名 _____
(会員コード _____)

リース料軽減計算書の調査及び確認申請書

別添のとおり、リース料軽減計算書を作成しましたので、調査及び確認くださいますようお願い致します。

記

<確認項目>

*リース料軽減計算書を当協会宛に送付する前に、以下の項目を必ず確認してください。

項目	確認欄
1. 本申請書に添付する書類に記載漏れ又は不足がないか。 ①リース料軽減計算書 ②リース料見積書の写し又はリース契約書（案）の写し ③物件見積書の写し	
2. 補助金額について、中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金公募要領等を参照して記載した。	

※確認後、確認欄に○印を付してください。

<責任者氏名>

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス

様式第 3-2 誓約書並びに軽減計算書の調査及び確認申請書（非会員会社用）

年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会社名
 (法人番号)
 代表者氏名 印

誓約書並びにリース料軽減計算書の調査及び確認申請書

当社は、中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金の交付を受けた場合、当該補助金部分をユーザーに提示するリース料に確実に反映するとともに、中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金に係るリース料軽減計算書の確認要領を遵守してリース料軽減計算書を発行することを誓約します。併せまして、リース料軽減計算書に関する責任者を下記のとおり届け出ます。

リース料軽減計算書の調査及び確認を受けるに際して、貴協会に対し、別紙及び添付書類により当社の概況をお届けするとともに、当社及びすべての役員並びに主要株主が下記の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

記

<反社会的勢力の定義>

- ◆暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称する。）及び次の各号のいずれかに該当する者。
1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用してしていると認められる関係を有すること。
 4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。

<確認項目>

※リース料軽減計算書を当協会宛に送付する前に、以下の項目を必ず確認してください。

項目	確認欄
1. 本申請書に添付する書類に記載漏れ又は不足がないか。 ①リース料軽減計算書 ②リース料見積書の写し又はリース契約書（案）の写し ③物件見積書の写し	
2. 補助金額について、中堅・中小・スタートアップ企業成長投資補助金公募要領等を参照して記載した。	

※確認後、確認欄に○印を付してください。

<責任者氏名>

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス

※上記責任者に対し、当協会から貴社の概況及びリース料軽減計算書の内容の照会等を行うとともに、確認後のリース料軽減計算書を送付する。

様式第3-2 別紙（非会員会社用）

申請者の概要

年 月 日作成

会社名				
代表者氏名				
住 所 (本社・本部の所在地)	〒 -	TEL.	- -	
		FAX.	- -	
関係書類の送付先が 本社住所と異なる場 合のみ記載	(関係書類送付先住所)			
設立年月日及び リース事業の開始年 月日	設立年月日	年 月 日	リース事業の 開始年月日	年 月 日
従 業 員 数	人 (うちリース事業部門 人)			
資本金・株式数	資本金	百万円	発行済株式数	千株
主要株主				
最近3年間の リース事業実績	()年度 (/ ~ /)	()年度 (/ ~ /)	()年度 (/ ~ /)	
	リース料収入	百万円	百万円	百万円
	リース取扱高	百万円	百万円	百万円
	リース債権残高	百万円	百万円	百万円
	リース投資資産残高	百万円	百万円	百万円
	賃貸資産残高	百万円	百万円	百万円
主要資金調達先 (上位3金融機関等)				

<添付書類>

- ①定款
- ②登記事項証明書（全部事項証明かつ履歴事項証明）
- ③過去3期分の計算書類及び事業報告書
- ④全役員の略歴書
- ⑤リース契約書及び注文書・注文請書の様式
- ⑥マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に係る社内規程の写し
- ⑦その他当協会が必要と認める書類